

平成27年度第1回国地方係争処理委員会

平成27年4月24日

【宮地行政課長】 それでは、委員会を開催させていただきます。

行政課長の宮地でございます。

本日は、新たに任命されました委員による初めての委員会となりますので、慣例によりまして、新しい委員長が選出されるまでの間、私が司会をさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、18時までの45分程度を予定しております。

まず、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。50音順ということでご紹介しますので、お名前を呼びましたら、一言、ご挨拶をいただければと存じます。

まず、牛尾陽子委員です。

【牛尾委員】 牛尾でございます。どうかよろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 小早川光郎委員です。

【小早川委員】 小早川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 高橋寿一委員です。

【高橋委員】 高橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 牧原出委員です。

【牧原委員】 牧原です。よろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 渡井理佳子委員です。

【渡井委員】 渡井でございます。よろしくお願申し上げます。

【宮地行政課長】 続きまして、自治行政局の職員を紹介いたします。

佐々木自治行政局長です。

【佐々木自治行政局長】 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 時澤大臣官房審議官です。

【時澤大臣官房審議官】 時澤でございます。よろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 田中行政課行政企画官です。

【田中行政企画官】 田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【宮地行政課長】 池田地方議会企画官です。

【池田地方議会企画官】 池田でございます。よろしくお願いいたします。

【宮地行政課長】 西畠係争処理専門官です。

【西畠係争処理専門官】 西畠でございます。事務局をしております。よろしくお願いいたします。

【宮地行政課長】 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、当委員会の委員長を選任していただく必要がございます。地方自治法第250条の10第1項の規定によりまして、当委員会の委員長の選出は委員の互選によるとされております。つきましては、委員長の互選について、いかがいたしましょうか。

【牧原委員】 よろしいでしょうか。やはり、引き続き、小早川委員にお願いしてはいいかがかと思えます。

【宮地行政課長】 ただいま牧原委員から、小早川委員を委員長に選出してはどうかというご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宮地行政課長】 ご異議がないようですので、小早川委員が委員長に選出されました。

それでは、ここからの議事は、小早川委員長にお進めいただければと存じます。

小早川委員長、よろしくお願いいたします。お手数ですが、席のご移動をお願いいたします。

【小早川委員長】 ご指名をいただき、委員長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きという、ただ、それだけの理由だと思えます。前期は、申し出の案件がなく、したがって、私としても、大過なく過ごせたわけなんですけれども、今期はどうなるかわかりません。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、地方自治法第250条の10第3項の規定に基づきまして、あらかじめ、委員長代理を指名させていただきたいと存じます。

私としましては、委員長代理を高橋委員にお願いしたいと存じます。高橋委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋委員長代理】 どうぞよろしくお願いいたします。

【小早川委員長】 それでは、予定された議事に入りますが、本日は第1回ということでもありますので、宮地行政課長から、国地方係争処理委員会の概要等につきまして説明をいただき、質疑応答をしたいと存じます。

なお、委員会の議事につきましては、平成13年2月5日の委員会決定に基づきまして、審査に係る合議を除いて、議事要旨と議事録を公表するということになっています。本日については、そのような取り扱いを予定しております。

それでは、宮地課長から説明をお願いいたします。

【宮地行政課長】 それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、資料1は、国地方係争処理委員会の委員の名簿でございます。

次に、資料2ですが、国地方係争処理委員会の概要を簡単にまとめたものでございます。これについてご説明をさせていただきます。

まず1ページからになりますが、設置及び組織ということで、総務省に置くこととされておりまして、委員の人数は5名、任期は3年、守秘義務、政党役員就任等の制限などの行為制限がございます。政令の規定によりまして、専門委員も置くことができるとされておりまして、庶務は総務省自治行政局行政課で処理するということになっております。

会議につきましては、委員会は委員長が招集するということとされておりまして、委員長または委員長代理及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないとされておりまして、議事につきましては、出席者の過半数で決しまして、可否同数のときは、委員長の決するところによるとされておりまして、

権限につきましては、普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与のうち、国の行政機関が行うものに関する審査の申し出につき、その権限に属させられた事項を処理するとされておりまして、

2ページにまいりまして、審査手続でございます。審査の申し出ができる場合は、国の関与のうち、是正の要求、許可の許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものに不服があるとき、先ほどの処分その他公権力の行使に相当するものに関して国が不作為である場合に不服があるとき、そして、協議に関しまして、法令に基づく協議の申し出を行い、当該協議に係る地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず、協議が調わないとき、こうしたケースが審査の申し出ができる場合となっております。審査の申し出の期限は、国の関与があった日から30日以内でございます。そして、審査と勧告につきましては、これは事務によって分かれておりますが、まず、自治事務に係る国の関与に対する審査につきましては、国の関与が違法でなく、かつ、不当でないという場合は、その旨を当該普通地方公共団体及び当該行政庁に通知をする形になります。国の関与が違法または不当ということになりますと、当該行政庁に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

勧告の内容を当該普通地方公共団体に通知することとされております。この自治事務に関しましては、自治体の自主性を尊重する観点から、違法というだけでなく、不当である場合に必要な措置を講ずべきことを勧告することができるとされております。

一方、右にまいりまして、法定受託事務につきましては、国の関与が違法でないという場合に、その旨を当該普通地方公共団体と当該行政庁に通知をする。違法という場合には、当該行政庁に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するとされております。

そして、不作為の場合、審査の申し出に理由がないという場合は、その旨を当該普通地方公共団体及び当該行政庁それぞれに通知する形になります。審査の申し出に理由があるという場合は、当該行政庁に対しまして、必要な措置を講ずべきことを勧告するということとされております。

そして、最後の協議につきましては、当該普通地方公共団体がその協議に関しまして義務を果たしているかどうかを審査していただきまして、その結果を当該普通地方公共団体及び当該行政庁に通知するということになっております。

下に付記しておりますが、いずれの場合も理由を付し、結果を公表することが必要となっております。

審査と勧告は、審査の申し出があった日から90日以内に行わなければならないとされております。

3ページにまいりまして、この審査に当たりまして、(4) 委員会は、必要があると認めるときは、申し立てにより、または職権で、関係行政機関を審査の手續に参加させることができるとされております。そして、(5) 委員会は、必要があると認めるときは、申し立て、または職権で証拠調べをすることができるとされております。(6) 国の行政庁の措置等でございますが、勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならないとされております。委員会は、その通知に係る事項を審査の申し出をした普通地方公共団体に通知をするとされております。委員会は、勧告を受けた国の行政庁に対し、その講じた措置についての説明を求めることができるとされております。そして、(7) 調停という手續も設けられておりまして、委員会は、国の関与に関する審査の申し出があった場合に、職権により調停案を作成いたしまして、当該申し出をした普通地方公共団体及び相手方行政庁両者に示し、受諾を勧告するとともに、理由を付して、その要旨を公表することができるとされております。

ここまでが係争処理委員会での審査ということになりますが、その後の訴訟の提起の規

定が設けられております。まず、普通地方公共団体から、国の関与に関する訴えの提起をする場合がございます。係争処理委員会に審査の申し出をした普通地方公共団体は、下に掲げておりますようなケースに該当する場合は、高等裁判所に対して、審査の相手方となった国の行政庁を被告として、訴えにより違法な国の関与の取り消しまたは国の不作為の違法の確認を求めるとされており、委員会の審査の結果または勧告に不服があるとき、勧告を受けた国の行政庁の措置に不服があるとき、審査の申し出をした日から90日を経過しても、委員会が審査または勧告を行わないとき、国の行政庁が委員会の勧告に即して必要な措置を講じないとき、こうした場合に、訴えの提起ができることとされており、

一方で、4ページにまいりますと、これは最近の法律改正で追加されたものでありますが、国の側から訴えの提起をできる場合がございます。是正の要求または指示を行った各大臣につきましては、下にあるケースに該当する場合は、高等裁判所に対して、当該是正の要求または指示を受けた普通地方公共団体の不作為について、普通地方公共団体の行政庁を被告として、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めるとされており、

まず、是正の要求を受けた普通地方公共団体の長等につきましては、係争処理委員会に審査の申し出をすることができるわけではありますが、審査の申し出をしないで、是正の要求に応じた措置を何も講じないときについて、違法の確認を求めるとされており、

次に、係争処理委員会が審査をして、結果、勧告の内容を通知した場合に、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が、(1)にありました普通地方公共団体の側からの訴えを提起しないで、かつ、是正の要求に応じた措置なども講じないときも、国から訴えの提起ができることになっております。

最後に、委員会が、普通地方公共団体の長その他の執行機関が審査の申し出をした日から90日を経過しても審査または勧告を行わない場合、さらに、(1)の普通地方公共団体が訴えの提起をしない、そして、是正の要求に応じた措置も講じないといった場合にも、国の側から違法の確認を求めるとされているところです。

以上が係争処理委員会の制度の概要でございます。

資料3につきましては、参照条文をまとめたものでございます。

資料4は、委員会が定めた国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則でございます。

す。

続きまして、資料5でございます。先ほど委員長からもご説明いただきましたが、平成13年2月に、この委員会が決定したものでございます。議事要旨と議事録について、審査に係る合議に関する部分を除いて公表することとされております。また、会議の公開につきましては、当初、非公開を原則としておりましたが、平成21年10月に公開を原則とする現在の形に改正しております。

続きまして、資料6をごらんいただきたいと存じます。過去に実際に当委員会に審査の申し出がなされた案件の概要でございます。過去、審査の申し出がございましたのは2件でございます。

1ページは、最初の事案でございます。横浜市から審査の申し出が出されたものでございます。横浜市が法定外普通税として、勝馬投票券発売税を新設するという条例案を可決したところでありますが、法定外普通税を創設する場合には、総務大臣に協議をして、同意を得るということが、法律上、必要とされております。勝馬投票券発売税は、横浜市の発売所における勝馬投票券の発売に対して、投票券の発売を行う者に課されるというものでございました。

これについて、国は、一番下に地方税法の要件を挙げておりますが、国の経済政策に照らして、適当でないということで、一度、不同意にしております。これを不服としまして、係争処理委員会に対しまして、審査の申し出がされたわけであります。

勧告の内容につきましては、総務大臣は、横浜市の勝馬投票券発売税新設に係る協議の申し出について、2週間以内に、もう一度、横浜市との協議を再開することという勧告が出されているところです。

国地方係争処理委員会の判断の要点としましては、この不同意は、勝馬投票券発売税が日本中央競馬会法上の基本的仕組み自体に重要な負の影響を及ぼし、日本中央競馬会による国の財政資金の確保という施策に重要な負の影響を及ぼすものであるかどうかについて、自治法及び地方税法で定める協議を尽くさずになされた点に瑕疵があるものと認められるということで、協議を再開することという勧告が出されております。

次に、2ページが2回目の事例で、新潟県からの審査申し出でございます。

国土交通大臣が新幹線の工事实施計画の認可を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して行った件につきまして、この認可に際して、都道府県にあらかじめ意見を聴かなければならないとされておりますが、この認可は意見聴取の手續に重大かつ明白な

瑕疵があるということで、無効な行政処分であり、新潟県に不利益が及ぶということで、審査の申し出がなされたわけであります。

この審査の申し出につきましては、法律で定められた委員会の審査対象に該当しないということで、却下するという形になっております。

その下に、国地方係争処理委員会の判断の要点をお示ししておりますが、普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与に、新潟県への意見聴取あるいは国土交通大臣による機構に対する認可というものは該当しないということで、却下ということになっております。

これまで、案件はこの2件でございました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【小早川委員長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの宮地課長からの説明について、質問等ありましたら、どうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。はい、渡井委員、どうぞ。

**【渡井委員】** それでは、審査の対象ということでお教えいただければと思いますが、最後にご説明いただいた新潟のケースが対象にならないということはよく理解できる場所ではありますが、法定の関与など以外で、明らかに対象となるとは思えないけれども、地方としては拘束力があるというように受け取るようなものが何かあったとして、そういう場合には、先ほどご説明いただいたその他公権力の行使ということで、一応、幅広く対象とするという理解でよろしいでしょうか。

**【宮地行政課長】** この「処分その他公権力の行使」の解釈にかかわってくると思いますが、いわゆる行政処分がこれに該当すると解される他、事実行為の中にもこれに該当するものがあると解されていますので、それに照らして、具体のケースをどう考えていくかということかと思えます。

**【渡井委員】** ありがとうございます。

**【小早川委員長】** これは、地方自治法で典型的な関与の類型が規定されているのだけれど、関与はそれに限らない。何か法令に規定されているもので、地方自治法には列挙されていないけれども、実質的、内容的に、関与に当たるというものが有り得る。その辺が今のご質問の話にかかわってきますね。それは、法的な処分であったり、事実行為であったりということなんでしょうね。あるいは、法令に基づく行為なのかどうかははっきりし

ないとか。観念的にはそういういろんなケースは考えられるとは思いますが、今のところ、そういったものは問題にはなっていないということですかね。

【宮地行政課長】 まず関与に該当し、さらに、この「処分その他公権力の行使」に該当するかどうかということで、確かに、具体例はいろいろなものがあるかと思います。

【渡井委員】 そうですね。

【小早川委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【牧原委員】 話題提供的に1つと言いますと。

【小早川委員長】 はい、牧原委員。

【牧原委員】 資料5の公表についての申し合わせだと思うのですが、5の公表の方法の「コンピュータネットワークに掲載する」という表現を平成13年のときにしたわけですね。当時の表現なんだろうが、今では何とも違和感があるように思います。つまりこれは、要するに、紙媒体とか官報ではなくてという意味だと思うんですが、「コンピュータネットワーク」ですからね。これは、このとき、総務省の所管の表現を使ったということなんだろうかと。

【西島係争処理専門官】 ざっと調査した限りでは、法令用語ではないので、あくまで概念的なことだと介しております。

【牧原委員】 概念的な、なるほど、わかりました。

ほかのいろいろな審議会等でも、この表現を使っているのでしょうか。

【時澤大臣官房審議官】 ちょっと、そこは調べてみないと。

【牧原委員】 いやいや、ちゃんとしたいわけじゃなくて、どこかで気づいたときに直してもいいかなという感じはしますけど。

【小早川委員長】 私もこれ、この間からちょっと気になっていまして、「コンピュータネットワーク」というと、言葉の意味はわかるけれども、広いというか、何でも入りますよね。総務省内部の……。

【牧原委員】 そうですね。

【小早川委員長】 LANに乗っければ、それもコンピュータネットワークではある。でも、つもりとしては、これは、総務省のホームページに載せるとか。

【宮地行政課長】 誰でもアクセスできるという趣旨をもう少し明確にということでしょうか。

【小早川委員長】 まあ、常識的には。



【牧原委員】 遠い将来で結構ですので、もし、お暇があれば。

【小早川委員長】 差し当たりのところは、そういう意味であるという了解で、この申し合わせの改正を直ちに考えるということはないでもいいのかなと思いますけれど。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

その他、特にご意見、ご発言がないようでしたら、以上で、予定の議題は全て終了しました。これをもちまして、本日の委員会は閉会とさせていただきます。

本日の委員会の議事におきましては、審査に係る合議に関する部分がありませんでしたので、議事要旨と議事録を、まずは委員の皆様にご確認いただいた上で、会議資料とともに、今、話のありました方法で公表したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。